

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめ防止対策推進法の遵守と、いじめ問題の対応に当たっては正確に丁寧な説明を行う。
- (4) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (5) 教職員・生徒から幅広く意見を聴取して方針を策定し、家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有して、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- (3) 学校及び学校の教職員は、対応にあたる際には、隠蔽や虚偽の説明を行わず、正確に丁寧な説明を行わなければならない。

4 いじめの定義

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等
ア 「いじめ・虐待防止推進委員会」の設置

<構成員>

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整・記録）、生徒指導主任（指導）
学年主任（指導）、養護教諭（支援）、スクールカウンセラー（支援）、担任
特別支援アドバイザー ※事案により柔軟に編成する。

イ 組織の役割

- (Ⅰ) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- (Ⅱ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (Ⅲ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (Ⅳ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割

ウ 会議の開催

- (I) 学期に1回の定例会の開催
- (II) いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

- (I) きめこまかな指導
 - a 分かりやすい授業の実践
 - b 個に応じた指導の充実
 - c QUの活用
 - d 「学び合い」を取り入れた授業改善
 - e 情報モラルを育む取組
- (II) 豊かな心の育成
 - a まじめさが大切にされる学校づくり
 - b 道徳教育の充実・いのちを大切にす教育
 - c あいさつ運動
 - d 情操の涵養
 - e 多様な体験
 - f 豊かな人間関係作りの取り組み
- (III) 規範意識の育成
 - a いじめ防止対策推進法の周知
 - b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
 - c 生活規律や学習規律の確立
- (IV) 生徒会活動を中心とした自発的活動
 - a いのちを大切にするための取り組み
 - b 標語・スローガン等の募集活動
 - c 朝のあいさつ運動の実施
 - d 新型コロナ感染予防に対する偏見・差別をなくす取り組み
- (V) 教師の人権意識の向上
 - a いじめ防止基本方針の共通理解
 - b いじめ事例研修の実施
 - c 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

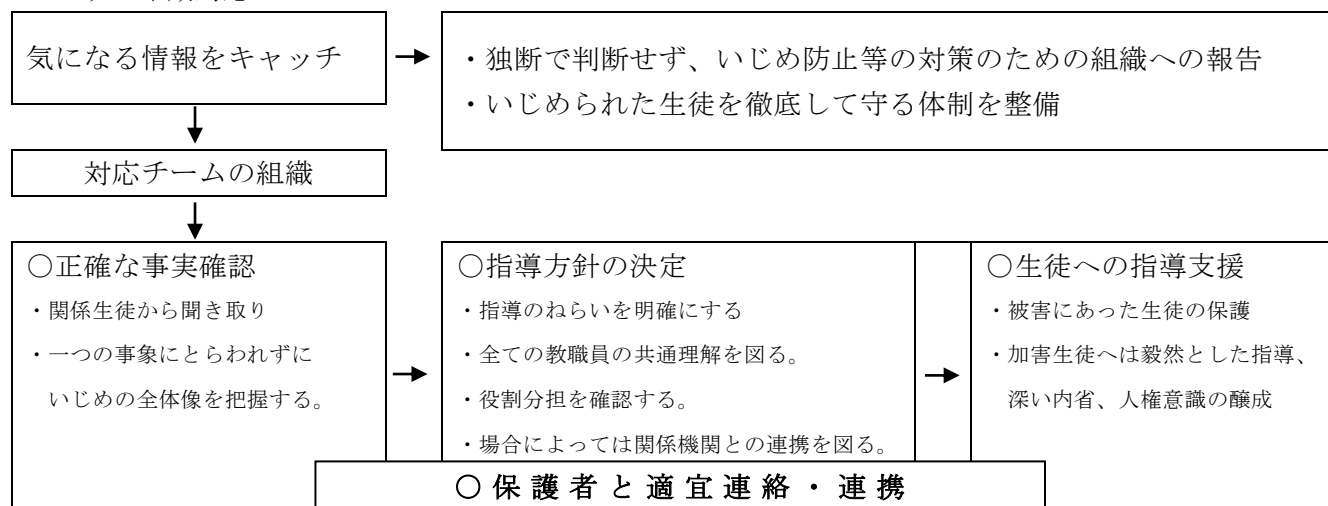
イ 早期発見

- (I) 定期的なアンケート調査（秘密厳守、5年保管）
 - a 年5回のいじめ・生活アンケートの実施（6月、8月、10月、12月、3月）
 - b 学級集団の状態の調査を生活状況アンケートで実施。
中1・2年に関しては、7月、11月に調査を実施、8月、12月に分析を行う。
- (II) 教育相談
 - a 教育相談週間の実施（11月）と保護者への啓発
 - b 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施（11月・12月）
 - c 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」を持つ指導の充実（7月・12月）
 - d 子どもの変化の特徴を保護者に示す等の早期発見を促す啓発活動
- (III) 生徒観察
 - a チェック項目を決め、複数の職員による観察及び学年会による共通理解
 - b 昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する。
 - c 生徒指導部会は毎週持ち情報の共有と対応策を練る

(Ⅳ) 相談窓口の周知

- a 学校の相談窓口担当者(教頭、生徒指導主任、養護教諭、担任) 電話番号(04-7144-3514)
- b 子ども専用いじめホットラインの周知
- c 人権侵害情報に関する相談機関

ウ 早期対応



(Ⅰ) 対応チームの発足

- a 「いじめ・虐待防止推進委員会」を中心に、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(Ⅱ) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- b 複数名で聞き取りを行う。
- c いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。
- d インターネットに不適切な書き込みなどがあった場合は、関係機関と連携を取るなど必要な措置を講じる。

(Ⅲ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいを明確にする。
- b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- c 場合によっては関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図る。

(Ⅳ) いじめられた生徒及び、その生徒を助けようとした生徒への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。
- d いじめの調査結果について本人・保護者へ情報提供する。

(Ⅴ) いじめた生徒への指導

- a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- c 本人・保護者にはいじめの事実を通知する。
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、生徒・保護者の理解を十分に得るように留意する。

(VI) 観衆、傍観者への指導

- a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
- c 人権意識の醸成を図る。

エ 継続支援

(I) チームによる見守り

- a いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
- b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(II) 定期的な個人面談

- a いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。
- b 状況によりスクールカウンセラーによる面談を実施する。

(III) 家庭への定期連絡

- a 生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
- b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(IV) 進級、進学にともなう引継ぎ

- a 情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引継ぎを確実にを行う。

オ 家庭、地域等との連携

(I) 家庭との連携

- a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(II) P T Aや地域との連携

- a 基本方針等についてホームページにアップし地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
- b P T Aといじめ問題について、協議する機会を設ける。

(III) 小学校との情報共有

カ 関係機関との連携

(I) 教育委員会との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- d 出席停止措置について協議する。

(II) 子ども家庭課、青少年指導センターとの連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(Ⅲ) 警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

2 重大事態への対処

(Ⅰ) 重大事態とは

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合b 相当の期間（30 日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合c 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合 |
|---|

(Ⅱ) 重大事態の対処

- a 当該事案に対処する組織を設置し、重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。
- b 教育委員会と協議し、対応計画を作る。
- c 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- d 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- e 調査結果を、教育委員会へ報告する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(Ⅰ) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめの防止のための組織を中心に、適宜基本方針の点検や見直しを行う。
- b 学校ホームページなどで公表する。年度初めに保護者に周知する。

(Ⅱ) いじめについての取組について

- a 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。
- b 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- c 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へと周知する。